

# 町民課だより

## お知らせ 学生には「学生納付特例制度」があります

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり保険料の納付が義務付けられていますが、学生については、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

### 《対象者》

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校等※1に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下※2の方(平成19年度の所得基準)

※1:夜間・定時制課程や通信制課程も含まれます。  
※2:扶養親族等がある場合や社会保険料控除等がある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます。

### 《承認期間》

平成20年4月～

平成21年3月

### 《承認を受けた期間は…》

老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

10年以内であれば在学期間中の国民年金保険料を社会人になってから納付(追納)できますので、将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも追納するようにしましょう。

※承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額がかかります。

### 《申請手続き》

町民課、又は各総合支所住民課・国民年金担当窓口でお早めに申請してください。

○申請に必要なもの:年金手帳、学生証の写し又は在学証明書、印鑑(本人署名の場合には不要)など

申請は毎年度必要です。

(前年度に承認を受けていた方も、引き続き学生の場合は再度申請が必要です。)申請が遅くなると、万が一の時に障害基礎年金等が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

※経済的に余裕がある場合

は、保険料を納付する方がお得です。

保険料の追納は、保険料が高くなることはあっても、安くなることはありません。経済的に余裕がある場合は、口座振替の早割制度、保険料の前納制度を利用されることをおすすめします。

### ■20年4月から学生納付特例の申請が簡素化されます。

前年度に学生納付特例の申請をされた方で、申請書に卒業予定年月日を記入され、翌年度も引き続き在学中の方については、必要事項を印字した申請ハガキをお送りし、簡単な記入で申請することができるよう簡素化されています。

### お知らせ 平成20年度の年金額は据え置きになりました

総務省より、平成19年の年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率の確定値が0・0%と公表されましたので、平成20年度の年金額については据え置きとなります。また、特別障害給付金についても据え置きになります。

### お知らせ

## 国民年金保険料がクレジットカードでお支払いいただけます

平成20年2月から、クレジットカードによる国民年金保険料の納付が可能になりました。クレジットカードでの支払いは、事前に申込用紙をご提出いただき、以後、将来の保険料を定期的にクレジットカードで会社が立替払いし、カード会社からカード会員の方に請求する方法です。クレジットカード納付では口座振替による当月末振替(早割)は適用されません。また、1年前納・6か月前納の割引額は現金納付の割引額となります。

※支払いいただける保険料は、「定額保険料」及び「付加保険料(定額保険料)」となります。(保険料の一部を免除されている場合はご利用いただけません。)

※カード会社へのお支払回数 は、1回払いのみとなります。(分割払いやリボ払い等 はご利用いただけません。)

詳しくは、高知西社会保険事務所へお問い合わせください。  
☎ 875-1717

## 証明書交付等請求時の本人確認について

5月1日(木)から住民票や戸籍関係証明書などの請求の際には窓口のみえた方の本人確認を実施します。

これは、戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行により、偽りその他の不正の手段による住民票の写し等の交付に対する罰則を強化し、虚偽の交付請求の早期発見、予防することを目的としています。

なお、住民異動届出の本人確認につきましても同様に行います。

- 【対象となる証明書】  
・住民票関係証明書  
・戸籍関係証明書
- 【主な本人確認書類】  
・一点でよいもの  
・運転免許証、パスポート、住基カード、身体障害者手帳など公的機関発行の顔写真入りのもの

・二点必要なもの  
各種健康保険被保険者証、年金(手帳・証書)、学生証、預金通帳、クレジットカードなど

※代理人、使者の場合は届出人からの委任状をお持ちでも本人確認はさせていただきます。

町民課

☎ 893-1117